

一般社団法人GRAF 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人GRAFと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、社員総会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、以下の2つを目的とする。

(1) 食品のロスを中心とした食に関する社会課題を解決する

(2) 人々が食を通して笑顔になれる社会を創造する

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 生産段階で発生するロスを削減する

(2) フードバンクの周知及びフードバンクどうしのネットワークの構築をする

(3) 食に関する課題の啓発をする

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の事業に賛同し、第8条の規定によりこの法人の社員となった個人又は団体をもって構成する。

(種 別)

第7条 当法人は、次の3種をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人」という。）上の社員とする。

- (1) 役員
- (2) 正会員
- (3) 運営

2 正会員については会員規約、運営については団体運営規約をそれぞれ定め、必要事項を記載する。

(社員の資格の取得)

第8条 前条の種別に応じて次のように定める。

- (1) 役員になろうとするものは、第22条の規定に基づいて選任されなければならない。
- (2) 正会員になろうとするものは、会員規約の定めるところにより申込をし、理事の承認を受けなければならない。
- (3) 運営になろうとするものは、団体運営規約の定めるところにより申込をし、理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員のうち正会員は、毎年、会費規約において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 正会員がすでに納入した会費は一切返還しない。
- 3 正会員以外の社員については、経費負担の義務はない。

(退 社)

第10条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、正会員については会員規約、運営に関しては団体運営規約に定める内容に準ずる。

(除 名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。ただし、正会員については会員規約、運営に関しては団体運営規約に定める内容に準ずる。

- (1) この定款又は他の規約に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つける行為、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。

(2) 当該社員が死亡し、又は法人が解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、一般社団法に規定する事項、当法人の組織、運営その他当法人に関する一切の事項について決議することができる。

(開催)

第15条 当法人の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後から一定期間以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の要求があれば代表理事は臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び副代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事は1名以上5名以内とする。

(2) 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

(職務及び権限)

第23条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は代表理事の業務を補佐し、代表理事がその業務を執行できない場合、業務を代行する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第29条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、主たる事務所に5年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供する。

(剰余金)

第30条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神奈川新聞に掲載する方法による。

第9章 附 則

(設立時役員)

第34条 設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 岡野直樹、小野佑真

設立時監事 小田一葉

設立時代表理事 岡野直樹

(設立時社員)

第35条 設立時の社員の氏名及び住所は次のとおりである。

岡野直樹 神奈川県横浜市都筑区【以下略】

小野佑真 秋田県秋田市【以下略】

小田一葉 奈良県生駒市奈良県生駒市【以下略】

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。

(住所の非公開)

第37条 当法人の役員の住所に関する情報は、プライバシーの尊重と保護の観点から、一般には公開しないこととする。個人情報については、当法人が別に定めるプライバシーポリシーにより適切に管理をおこなう。

(本定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。